

特定生産緑地（泉南市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

番号	位 置	生産緑地 地区番号	面積			申 出 基 準 日	備 考	図 面 番 号
			生 産 緑 地 地 区 (都市計画)	特定生産緑地				
				既に指定されて いる区域	新たに指定する 区域			
1	泉南市新家地内	新家17号	約 0.32 ha	約 0.22 ha	約 0.05 ha	令和7年12月22日		③
2	泉南市新家地内	新家12号	約 1.14 ha	約 0.88 ha	約 0.16 ha	令和8年12月13日		③
3	泉南市中小路三丁目地内	中小路7号	約 0.12 ha	約 0.00 ha	約 0.12 ha	令和8年12月13日		①
4	泉南市幡代一丁目地内	幡代13号	約 3.19 ha	約 3.00 ha	約 0.10 ha	令和8年12月13日		⑥

「区域は指定図表示のとおり」